原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

 事業年度
 . . .

 又は連結
 . . .

 事業年度
 . . .

 (
 (

			<u> </u>			
特	定原子力発電施設の名称	1			期首原子力発電施設解体準備金の金額 15	
発	電 を 開 始 し た 日	2	平 •	翌期	当 解体費用を支出した場合の 16	
当	期 積 立 額	3	円	繰	益 同上以外の場合による 17	
積	累 想 定 総 発 電 電 力 量積	4		越	入 計	
並	発電当期末までの発電量量	5		額	当期積立額のうち損金算入額 (3) -(11) 19	
限度	合 (5) (4) (小数点以下 4 位未満切上げ)	6	円	の	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)	
額	当期末の解体費用見積額	7		計	. 累積限度超過額 (13)	
の計	当 期 の 累 積 限 度 額 (7)×90×(6) 前 期 の 累 積 限 度 額	8		算		
算	前期の条 傾 収 及 領(前期の(8))	9				
异	積 立 限 度 額 (8)-(9)	10		貸借対		
積 ((立 限 度 超 過 額(3)-(10)、((3)-(35))又は((3)-(38))	11		照表の・	是 51 (2) - (2)	
累過 積額 限の	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (20)	12		金額との	[18] (18) - ((3) - (23) - 前期の(23)) 25	
度計 超算	累 積 限 度 超 過 額 (12)-(8)	13		差額の明	分 (14) + (25)	
限	度 超 過 額 合 計 (11) + (13)	14		細		
	経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算					
改	累 積 第8条に規定する電力量	28		改正	(8)	
正	発電 前期末までの発電量	29		事業	: (31) と (32) の う ち 多 い 金 額 34	
事	割 (2) 合 (28) (小数点以下4位未満切上げ)	30		年度		
業	平成12年改正政令附則第14条第1項 第1号に規定する累積限度額	31		改正事業	(8)	
年	(7)× <u>90</u> ×(30) 前期から繰り越された原子力			業年度後の	改正事業年度繰越準備金の金額 (改正事業年度の32) 37	
度	発電施設解体準備金の金額(15)-(18)	32		事業年度	[
$\overline{}$						

別表十二(十七)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で電気事業法第2条第1項第1号(定義)に規定する一般電気事業若しくは同項第3号に規定する卸電気事業(以下「一般電気事業等」といいます。)を営むものが、措置法第57条の4(原子力発電施設解体準備金)の規定の適用を受ける場合又は連結法人で一般電気事業等を営むものが同法第68条の54(原子力発電施設解体準備金)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名 を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「積 立 限 度 超 過 額 11 ((3)-(10))、((3)-(35))又は((3)-(38)) 」 は 当期が平成12年改正措置法会附則第14条第1項

は、当期が平成12年改正措置法令附則第14条第1項又 は第2項(原子力発電施設解体準備金に関する経過措 置)(以下「経過措置」といいます。)の適用を受ける同条第1項に規定する改正事業年度である場合には「((3)-(10))、」及び「又は((3)-(38))」を消し、経過措置の適用を受ける改正事業年度後の事業年度である場合には「((3)-(10))、((3)-(35))又は」を消し、経過措置の適用を受けない事業年度である場合には「、((3)-(35))又は((3)-(38))」を消して記載します。

- 3 「期首原子力発電施設解体準備金の金額15」には、 当期首現在の税務計算上の原子力発電施設解体準備金 の金額を記載します。
- 4 「経過措置の適用がある場合の積立限度額の計算」 の各欄は、経過措置の適用を受ける場合に記載します。 この場合において、「累積限度超過額の計算」の各欄は、 記載を要しません。